

令和5年度社会福祉施設等の施設整備に係る補助事業 説明会 Q & A

【整備区分】

Q 1 : 大規模修繕（改修）の補助について何か規定はあるか？

A 1 : 大規模修繕は色々な改修事業をまとめた整備区分となっており、補助対象となる整備事業の工事費は原則として 1,000 万円以上（入所施設以外の施設は 500 万円以上）とされている（※整備区分や工事費の下限については、別添資料③を参照）。
スプリンクラーの設置については、別途基準が示されている（別添資料④を参照）。

Q 2 : 避難スペース整備とはどのような整備を想定しているのか？

A 2 : 災害時に障害者等が 30 人程度、長期的に避難活動を送ることが可能なスペースの整備を想定している。また、災害時に速やかに障害者の受け入れが可能な体制であれば、平常時はそのスペースを多目的スペースとして活用可能。（※取り扱いの詳細は、別添資料⑧を参照）
また、障害者等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方自治体が策定する地域防災計画に位置付けられるものである必要がある。

【整備スケジュール】

Q 3 : 8 月頃に法人が行うべき事業計画や資金計画の策定については、県に提出する必要はあるのか？

A 3 : 必要はない。ただし、秋頃に補助を要望する法人を対象にしたヒアリングを実施するので、その際に関係書類を提出してもらうことになる（様式は任意）。

Q 4 : 令和 6 年度に補助金の交付を受ける場合、令和 6 年度中に必ず事業を完成させなくてはならないのか？その場合、サービス提供も年度内に開始しなければならないのか？

A 4 : 工事は、原則として令和 6 年度中に完成させなければならない。（荒天や地中障害物による工事の中断など、やむを得ない場合を除く。当該年度内の完成に間に合わない場合は、補助金の繰越作業を行うこととなるので、疑義が生じた場合は、速やかに県（金沢市）に連絡すること。）

なお、サービス提供は、工事が完成した月の翌月を目安に、速やかに開始する必要がある。

Q 5 : 補助対象となる工事の着工時期は例年何月頃か？

A 5 : 補助対象となる工事は、県（金沢市）が補助金を内示した日以降に着手した事業に限られる。県においては、9月議会閉会後に補助金の内示を行うため、着手時期は例年10月頃となっており、それより前に工事に着手（交付決定前に契約）している場合には、補助対象外となる。

【国庫協議について】

Q 6 : 協議時点では賃貸の建物だが、いずれ法人所有になるものは補助金の対象となるか。

A 6 : 抵当権の設定がなされていない物件で、10年以上の賃貸契約がある建物であれば補助対象となる。

また、工事着工までに法人所有となる場合は、その旨が分かる資料を併せて提出すること。

Q 7 : 国庫協議においてどの整備が最も重要視されるのか？

A 7 : 土砂災害の警戒区域に所在する建物や、耐用年数を超える老朽化建物の建て替え、安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀の改修整備、災害時に入所施設等における安全な環境を確保するための非常用自家発電設備や給水設備の整備、アスベストの除去等の整備、消防用設備（スプリンクラー、自動火災報知設備、消防機関への通報装置）等を整備するといった利用者の安全確保に関する事項を重要視している。

グループホームの整備については、長期入院精神障害者の住まいを確保するための整備が特に重要視される。

以上の事項を勘案し、優先順位をつけたものを、国庫協議に挙げることでしている。

Q 8 : 補助協議書類の作成はどうすれば良いか？様式などあるか？

A 8 : 補助協議書類は、国が示す様式を元に作成する。例年、法人は1月～2月にかけて協議書類を作成し、3月に県（金沢市）が国に対して書類を提出し、国庫協議を行う。作成にあたり不明な点などあれば、県（金沢市）がサポートする。

Q9：不採択となった整備事業を翌年度も要望した場合、優先的に採択されるのか。

A9：「協議年度が早い」だけをもって判断とすると真に必要な整備が後回しとなってしまう可能性があるため、優先的に見ることはしない。

Q10：一つの整備事業に、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金以外の補助金を活用しても良いか。

Q10：国庫補助の対象経費に対して、他の補助金と重複して交付を受けてはならない。ただし、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の対象とならない部分（保育・介護に係るサービス等、障害以外で使用する占有の部屋など＝対象外経費）に対して他の補助金を活用することは差支えない。